

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	26-15.健康づくり事業			協議細目	
調整方針					
項目	参 考 資 料				
健康日本21市町村計画					
区 分	関 市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村
計 画 名 称	ニコニコ生き生きプラン	策定予定なし	(仮)板取村健康づくり計画	策定予定なし	策定予定なし
計 画 年 度	平成16年度～平成25年度		平成15年度策定中		
キャッチフレーズ	となりも声かけ みんなで健康				
計 画 内 容	平成15年度策定中				
健康づくり推進協議会					
区 分	関 市	洞戸村	板取村	武儀町	上之保村
協議会名称	関市健康づくり推進協議会	/	板取村健康づくり推進協議会	/	/
業務内容	・健康づくり推進の基本的事項及び総合調整に関する事項を審議し、実施計画を策定する。		・年1回、年度の保健事業の実施報告、次年度保健事業の実施計画についての協議を行う。		
組 織	市長、市議会、自治連合会、JAめぐみの、関商工会議所、老人クラブ連合会、関青年会議所、武儀医師会、関歯科医師会、関地区労働組合協議会、関市小中学校連合会、関市PTA連合会、関市自治女性の会連合会、関市薬剤師会、関市婦人健康づくり推進協議会、関市体育指導委員会、関保健所の各代表		福祉課長、教育課長、福祉センター所長、保育園長、学校養護教諭、国保診療所長、歯科医師、保健センター所長、保健推進員代表、保健所健康増進課保健師、栄養士、保健師等		
任 期	2年		2年		

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料				
食生活改善推進員					
区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
食生活改善推進員の養成	健康づくり教室	栄養教室	栄養教室	栄養教室	栄養教室
教育内容	食生活改善や健康づくり等のための知識技術についての教育。 健康づくり総論 栄養・運動・休養のバランス 食生活プラン 調理の理論と実習 暮らしの中の保健衛生 組織活動の進め方	食生活改善推進員養成のための講習。 ・調理実習 ・勉強会 ・研修等	食生活改善推進員養成のための講習。 ・調理実習 ・勉強会 ・研修等	食生活改善推進員養成のための講習。 ・調理実習 ・勉強会 ・研修等	食生活改善推進員養成のための講習。 ・調理実習 ・勉強会 ・研修等
教育方法	年10回コース、1回5時間 (1教室30人程度)	年10回コース	年10回コース	年10回コース	年10回コース
講師	医師、保健師、栄養士、 運動指導員、保健所職員	保健師、栄養士、 保健所職員	保健師、栄養士、 保健所職員	保健師、栄養士、 保健所職員	保健師、栄養士、 保健所職員
開催場所	保健センター	中央公民館	保健センター	福祉センター	保健センター (木木センター内)
修了証書の交付	7回以上の出席で修了とし、修了証書を交付する。	8回以上の出席で修了とし、修了証書を交付する。	7回以上の出席で修了とし、修了証書を交付する。	7回以上の出席で修了とし、修了証書を交付する。	7回以上の出席で修了とし、修了証書を交付する。
その他	修了証書を交付後、関市婦人健康づくり推進協議会への参加資格を与える。	栄養教室修了後、希望者は食生活改善推進協議会に入会。	栄養教室修了後、希望者は食生活改善推進協議会に入会。	栄養教室の修了者は、食生活改善推進協議会に入会。 * 国保事業で実施。	栄養教室の修了者は、食生活改善推進協議会に入会。

事 務 事 業 一 元 化 調 書

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料				
食生活改善推進員					
区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
食生活改善推進員の育成	婦人健康づくり推進員	食生活改善推進員	食生活改善推進員	食生活改善推進員	食生活改善推進員
事業の目的	活動するために必要な基礎的技術の習得、自主性及び自立性を尊重した地区健康づくり活動の支援を行う。	活動するために必要な基礎的技術の習得、自主性及び自立性を尊重した地区健康づくり活動の支援を行う。	活動するために必要な基礎的技術の習得、自主性及び自立性を尊重した地区健康づくり活動の支援を行う。	活動するために必要な基礎的技術の習得、自主性及び自立性を尊重した地区健康づくり活動の支援を行う。	活動するために必要な基礎的技術の習得、自主性及び自立性を尊重した地区健康づくり活動の支援を行う。
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会(年5回) ・通信の作成(年6回) ・地域活動の支援(随時) ・推進員の活動記録のまとめと評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会(年5回) ・健康福祉まつりへの参加(毎年) ・独居老人食事サービス(年4回) 	<ul style="list-style-type: none"> ・各イベントへの参加(毎年) ・煮干粉の普及(毎年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会(年数回) ・基本健診時の栄養改善指導(毎年) 	<ul style="list-style-type: none"> ・総会(年1回) ・老人給食(年2回) ・産業祭への参加(隔年) ・煮干粉の普及(毎年) ・行政事業への協力
食生活改善推進員補助	関市婦人健康づくり推進協議会	洞戸村食生活改善推進協議会	板取村食生活改善推進協議会	武儀町食生活改善推進協議会	上之保村食生活改善推進協議会
補助金の額 (平成15年度当初)	・補助金交付 285,000円	・補助金交付 60,000円	・補助金交付 36,000円	/	・補助金交付 100,000円
健康福祉フェスティバル					
区 分	関 市	洞 戸 村	板 取 村	武 儀 町	上 之 保 村
名 称	関市民健康福祉フェスティバル	きてくん祭ほらど	板取村産業祭	津保川産業祭	津保川産業祭
目 的 等	健康づくりに関する基礎知識普及を目的に実施	産業文化健康福祉まつりの一環として実施	産業祭の一環として実施	産業祭の一環として実施	産業祭の一環として実施
事 業 内 容	健康コーナーの開設 健康相談、歯科相談、 母子保健推進員コーナー、 婦人健康づくり推進コーナー等	健康コーナーの開設 健康相談等	健康コーナーの開設 健康相談等	健康コーナーの開設 健康相談等	健康コーナーの開設 健康相談等

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

項 目	参 考 資 料
先進事例	<p>【健康日本21市町村計画】</p> <p>「高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会」（石川県） 健康づくり計画については、新市において新たに策定する。ただし、新計画のできるまでの間は現行のとおり新市において取扱うものとする。</p> <p>「修善寺町外3町合併協議会」（静岡県） 健康日本21計画については、合併後2年以内に策定する。</p> <p>「大宮町・山方町・美和村・緒川村・御前山村合併協議会」（茨城県） 健康日本21計画については、合併後新市において策定する。</p> <p>【健康づくり推進協議会】</p> <p>「宇摩合併協議会」（愛媛県） 新市において健康づくり推進協議会を新たに設置し、健康づくり計画を策定する。</p> <p>「甲賀地域合併協議会」（滋賀県） 健康づくり推進協議会等については、新市の速やかな一体性を確保するため、合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>「川薩地区法定合併協議会」（鹿児島県） 健康づくり推進協議会は、現組織を統合し、新市で一体的、合理的な活動を行うこととする。ただし、委員の任期、活動の内容等は新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>【食生活改善推進員】</p> <p>「高松町・七塚町・宇ノ気町合併協議会」（石川県） 食生活改善事業については、3町に相違がないため、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>「川薩地区法定合併協議会」（鹿児島県） 食生活改善推進員協議会は、組織の統合、活動内容、活動補助金等について新市に移行後、速やかに調整する。</p> <p>【健康福祉フェスティバル】</p> <p>「飛騨市」 歩け歩け運動、健康祭りの開催については、地域での健康促進を積極的に図るよう、新市において調整する。</p> <p>「恵那市・恵南町村合併協議会」 健康まつり、イベント事業及び機能訓練事業については、現行の内容を基準に新市において調整し実施する。</p>